

ちはやあかさか 議会だより

第 109 号
平成 26 年 8 月 1 日
発行 千早赤阪村議会
編集 議会広報編集委員会
〒585-8501
大阪府南河内郡
千早赤阪村大字水分 180 番地
TEL 0721 - 72 - 0081
FAX 0721 - 72 - 1880



中学生海外(オーストラリア)派遣事業事前研修会第 2 回目の、ノア先生による英語レッスン特訓中

— 主な内容 —

定例会議決結果……………	2
全員協議会・研修報告等……………	3
いっぱん質問……………	4~9
議会活動日誌……………	10
	ページ



楠木正成の
イメージキャラ
「まさしげくん」
(千早赤阪楠公史跡保存会提供)

6 月定例会のあらまし

平成 26 年第 2 回 (6 月) 千早赤阪村議会定例会は 6 月 4 日に開会し、税条例の改正、平成 26 年度補正予算、工事請負契約など計 19 議案が提案され、それぞれ可決、委員会付託しました。6 月 19 日の最終日には、委員会付託 9 件、追加議案 3 件を可決し、一般質問をもって 16 日間の定例会を閉会しました。

6 月定例会議決結果

案 件 名	議決結果
・ 報告第 1 号 平成 25 年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	
・ 議案第 27 号 専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて	即日原案承認
・ 議案第 28 号 専決処分〔平成 25 年度千早赤阪村一般会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて	〃
・ 議案第 29 号 専決処分〔平成 25 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて	〃
・ 議案第 30 号 専決処分〔平成 25 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて	〃
・ 議案第 31 号 専決処分〔平成 25 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて	〃
・ 議案第 32 号 専決処分〔平成 25 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについて	〃
・ 議案第 33 号 専決処分〔平成 25 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算（最終）〕の承認を求めることについてに関する協議について	〃
・ 議案第 34 号 千早赤阪村税条例の改正について	原案可決（賛成多数）
・ 議案第 35 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の改正について	原案可決
・ 議案第 36 号 千早赤阪村老人医療費の助成に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 37 号 千早赤阪村身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 38 号 平成 26 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）について	〃
・ 議案第 39 号 平成 26 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
・ 議案第 40 号 平成 26 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
・ 議案第 41 号 平成 26 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
・ 議案第 42 号 千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の協議について	〃
・ 議案第 43 号 工事請負契約の締結について	即日原案可決
・ 議案第 44 号 調停の申立て等について	〃
・ 議案第 45 号 副村長の選任について	即日原案同意
・ 議案第 46 号 村長の専決事項の指定について	即日原案可決
・ 議案第 47 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	〃

研修報告

過疎指定について

奈良県御杖村

4月10日、議員全員で奈良県宇陀郡御杖村において研修をしました。

村は奈良県の北東部に位置し90%が山林であり、人口も昭和34年当時は、約5000人であったが現在は1910人。高齢率は50%となっています。

昭和30年以降、都市部への著しい人口流出があり、昭和45年「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、過疎地域の指定を受けました。

人口の流出が激しくなったこともあり、財政面も厳しく、色々な施策を展開したが、交付税に頼らざるを得ない状況とのこと。

過疎債の充当事業については、大阪府とよく協議をするようアドバイスを受けました。元利償還金に対し、地方交付税で70%の算入があり30%はあくまでも借金であることに変わりはありません。

また有利であることは間違いないので、うまく利用するように教えていただきました。

全ての事業に過疎債が適用される訳ではなく、色々な事業と組み合わせることも大事で、ハード・ソフト面にも認めてもらえるケースもある。また、財政指標との兼ね合いもあり、公債比率も上がるのでバランスが必要とのことでした。

議員から「過疎からの脱却ができていないとの指摘を受けることはないのか」との質問にも「そのような指摘はない」など、丁寧に回答をいただき、帰りに、御杖小学校の特徴ある円形校舎を見学、貴重な視察研修となりました。



全員協議会

過疎地域自立促進計画

策定について

過疎地域の指定を受けたことにより、過疎地域自立促進計画を策定し、大阪府、国と協議をしていくために、今後の村のスケジュール(案)の説明がありました。

現在、村計画の検討作業中で、7月には府の意見照会などを経て、8月に、国と府方針の事前協議(約1カ月)や村議会への説明を予定しています。

10月には、村計画案のパブリックコメントを実施し、12月に村計画の議会上程、総務省への提出、予算要求などを行います。過疎債を活用した事業展開は平成27年度からになります。

スポーツ施設情報システムについて

スポーツ施設情報システム(オーパス)の共同利用についての説明がありました。

オーパスシステムとは、

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるという法的責任は明確になっている。

しかし、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっている現状を鑑み、本村議会は下記事項を実現するよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係わる医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障がい者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成26年6月19日

大阪府南河内郡千早赤阪村議会

大阪府の自治体が共同で利用し住民に提供するスポーツ施設情報システムサービスのことで。

南河内6市町村のスポーツ施設を、最初に利用者登録し、インターネットやスマートフォンからの申し込みが可能となります。また使用料は、口座引き落としとなり、最初に登録することで、利用者の手間が省け、サービスの向上になると説明

明がありました。

村の施設は、体育館、村民グラウンド、テニスコート、プールの4施設です。

他市町の施設を利用する場合は、最初はそれぞれの市町に申し込み登録する必要があります。実施は平成27年1月。10月の広報で周知し、登録申し込みは12月からになります。尚、申込は、ネット以外の従来の申込も可能です。

いっぱん質問



6月定例会では、6人の議員が一般質問を行いました。内容・レイアウトは、質問した議員の責任で作成したものです。



関口ほづみ議員

問 消費税増税、年金引き下げで村民の負担は増える一方だ。定年退職・非正規雇用の増加で国保加入者は年々増加している。国保料引き下げは村民の切実な願いだ。

日本共産党は国保料引き下げのために、繰り返し議会でも質問してきた。これに対し、「医療費の増加や小規模自治体による不安定要素」を理由に引き下げは実施していない。しかし、医療費は府下43市町村中22番目、10町村中5番目で、心配されるものではない。基金残高は、法定外繰り入れをせずに、1億6600万円を維持し、一人当たりにする府下トップだ。引き下げる条件は整っている。

答 小規模で高齢者が多く不安定要素が多い。急激な医療費増に備え基金を設置し安定運営に努めている。

24・25年の国保運協で

は「平成27年の国保制度改正の影響を把握した上で見直すことが望ましい」という意見であった。村としても、制度改正を見定め、国保運協に図りたい。

問 基金残高の国の指針は村ではいくらになるか？

答 保険給付の過去3年間の平均の5%が最低の保有額となっており、約3000万円となるが当然のようない小規模な自治体では、安定的な財政運営をするには、十分な財源確保が必要である。

要望 村の国保基金残高は指針の5倍以上にもなる。基金のほんの一部を活用して、引き下げることは可能だ。「国保料引き下げを求める署名」160名の願いに応えるためにも引き下げを決断すべきだ。

村として、国保運協に、国保料の引き下げを提案すべきだ。

国民健康保険基金積立金状況(2011年決算額)

	実質収支 (千円)	保険給付費 3年間平均 (千円)	左の5% (千円)	基金残高 (千円)	国保被保険 者数(人)	一人当たり 保険給付費 (円)	一人当たり 基金残高 (円)
千早赤阪村	60,993	516,280	25,814	166,217	2,000	271,737	83,109
島本町	70,181	2,031,041	101,552	103,955	7,359	293,546	14,126
豊能町	196,899	1,687,122	84,356	40,000	6,449	274,681	6,203
能勢町	196,899	975,899	48,795	150,911	3,632	267,405	41,550
忠岡町	▲ 53,766	1,332,417	66,621		5,076	260,229	0
熊取町	60,779	3,074,785	153,739		11,927	262,227	0
田尻町	812	624,849	31,242	40,108	2,059	328,721	19,479
岬町	12,658	1,825,662	91,283	75,279	5,435	358,877	13,851
太子町	19,173	898,332	44,917	24,391	3,652	271,030	6,679
河南町	131,058	1,180,045	59,002	77,361	4,675	256,581	16,548

子育て新システムで保育行政を後退させるな

子育て環境が後退することはないと考える

問 国は「子ども子育て支援新システム」を来年4月の施行に向け、準備を進めてきた。

新制度は多くの問題が指摘され、現行制度の基本である「市町村の保育実施責任」を残すことができた。今年10月から認定手続きなど、具体的作業を市町

村に求めている。安心して、働きながら子育てできる環境を守り発展させることは、今後の村づくりに大きく影響する。新制度によって、村の現行保育行政を後退させてはならない。

村での準備状況と今後の方針を伺う。

答 平成25年11月、就学前と就学児童のいる家庭に、子育てニーズ調査を実施した。428世帯中291世帯から回答を得た。

新制度による村の子育て環境が後退することはないと考えている。また、既存の事業を廃止することも考えていない。

要望 保育園とも協議し、現行制度を守ることを。保育料の引き上げを行わないことなど、国に求めるよう要望する。



清井 浩 議員

問 成年後見制度の啓発と支援を

答 社協と連携して積極的に進める

問 村の高齢化率は3月末現在で37・88%になっている。高齢化に伴う認知症の発症や精神障がいにより十分な判断ができなくなり、財産管理や契約などをした場合に不利益を被ることになる。

例えば、判断能力の十分な人が、悪質な訪問販売員により必要のない高額な商品を買う契約をした場合、成年後見人がついていればその契約を取り消すことができる。

このように、判断能力の不十分な人達を保護し支援する制度として「成年後見制度」がある。

村はこの制度の重要性を認識し、「高齢者保健福祉計画」で成年後見制度の利用・支援が示されている。そこで、以下4点について聞く。

一、村の具体的な支援の内容

二、これまで村が支援した、この制度を利用した実績

三、制度利用対象者の把握の方法

四、対象者、その家族、高齢者を支援している人達（ケアマネージャー、民生委員など）への制度の啓発と周知の方法

答 一、村の支援制度

村では、成年後見制度の利用を促進するため「成年後見審判請求手続き等に関する要綱」を定めて、

① 本人申立ができない人で、申立をする人がいない場合は村長の申立により制度につなげる。

② 低所得者、生活保護世帯の方には申立費用及び後見人の報酬支援を行う。

二、村が支援して、この制度を利用した実績

今のところ村長申立や報酬支援の実績はないが、社会福祉協議会で制度へのつなぎ支援として3件あり、また、現在、制度へつないでいる途中の方が3件ある。

三、制度利用対象者の把握の方法

ケアマネージャー、民

生委員などから、健康福祉課や社会福祉協議会に情報提供される場合がある。また介護保険を利用されている場合には、（介護の）認定調査などで「後見制度が必要と思われるような」記述があれば対象者の把握に努めている。

四、制度の啓発と周知の方法

一般的に「成年後見って何？」と、あまり知られていないのが現実である。そこで、

① 社協と連携して、高齢者に関わる人達を対象とした、制度の研修会を行うなど、制度の普及を図っていく。

② 広報や健康福祉課のホームページなどで村民に制度の啓発に努める。

③ 高齢者家族には、無料で配布できる冊子の配布方法を検討する。

要望 厚生労働省の推計によると、認知症の発症率は2015年で10・2%であり、2025年には12・8%になると見込まれている。村の場合も高齢化が進み、後見人が必要とする人達が増加していくものと予測される。村はこのことの重要性を認識しているのだから「成年後見制度」がよりスムーズに運用されるように工夫、改善を図りたい。

高齢者の見守り活動と個人情報保護法の壁

民生委員などにより、高齢者の「見守り」が行われているが、これらの人達には個人情報保護法により対象者の名簿は渡されていない。

しかし、長野県などでは、個人情報の扱いを地域の実情に応じたルールにしていく取り組みが行われている。

具体的には、①市町村は条例を定め、条件つきで個人情報活用できるようにする。②本人同意なしで民生委員に情報提供できる（法の例外規定）③民生委員は情報をコピーせず、かつ持ち歩かない。などのルールを定めてスムーズな運用をしている。



問

地域包括ケアシステムの構築を



浅野利夫議員

答

在宅医療と介護の連携などの取り組みをしていく

問 内閣府が発表した平成25年度版「高齢社会白書」では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11・9%であるのに対し、2025年では18・0%になると予想されている。また、一人暮らし高齢者が人口に占める割合は、2025年では男性14・6%、女性22・6%になると想定されている。

高齡化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想されるなか、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの超高齡化社会への対応に欠かせない喫緊の課題である。

国の2014年度予算には、地域包括ケアシステムの構築を後押しする予算が盛り込まれており、この予算を活用し、地域に合ったシステムの構築が必要である。

本村の実態を踏まえ、地域との連携体制、在宅医療提供体制や介護予防



の充実など包括ケアシステムの取り組み状況は。

答 村の75歳以上の人口割合は平成24年度で15・8%であり、国の割合を上回る状況である。

現在、包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターが中核的な機関として、生活の安定や保健・医療・福祉向上の支援に取り組んでいる。

今後、在宅医療と介護の連携などの取り組みを本格化していく必要があると考えている。要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく。

要望 今後予想される認知症や徘徊に伴う医療との連携など、きめ細かな対策が必要である。

問

今後の生活排水処理計画は

答

公共下水道と合併浄化槽の費用比較検討を実施し、計画的に進めていく

問 本村は約80%が山林や農地で占められ、豊かな自然環境に恵まれて、金剛山や史跡などに来村者が多い地域である。

近年、生活環境の変化とともに、水路や河川などの公共用水域の水質が問題となっている。

平成24年3月には「大阪府生活排水処理計画整備指針」が出されているが、今後の具体的な下水道整備と個別合併浄化槽設置計画について伺う。

答 村では平成6年より公共下水道事業に着手し、平成9年に合併浄化槽設置整備事業を実施した。

平成23年には下水道処理区域のうち事業認可の未取得部分及び未設部分の集合処理と合併浄化槽との費用比較検討を実施し、計画的に整備、促進を図っている。

今年度の下水道事業は桐山地区の一部を施工予定しており、合併浄化槽設置整備事業については5基分の補助を予定している。

生活排水処理施設の整備については、来年度以降も財政状況など十分に考慮し、計画的に進めていく。

問 合併浄化槽を個人で設置すれば、補助はあるが割高になるのではないかと。また、富田林市が市町村設置型の合併浄化槽をPFI方式で設置し、生活排水対策が非常にうまくいっている。本村も過疎債が適用できることになったので、富田林市を参考にしたい。

答 個人で設置した場合の費用は条件によって変わる。一概に高いとは言えない。また、市町村設置型の維持管理は村であり、村の負担が大きくなる。しかし、生活排水処理対策の一方として有効な方法であるとは考えている。

要望 過疎債をうまく利用し、生活排水対策が進めば村のイメージも上がり、活性化にもなる。



問 元気な村づくりに向けて

答 村独自の施策を展開する

徳丸幸夫議員

問 村長が就任して、10年が経過し、いま3期目の折り返し点である。2年前の村長選挙で「元気な村づくりへ一直線」とのタイトルで、村づくりのマニフェスト「山中八策」をだした。

村の第4次総合計画には「人口6千人を維持する」という目標を掲げている。第4次総合計画ができて3年が経過したが、人口は6千人を維持できているのか。いまの人口は5813人で、このまま行けば来年には5800人以下になることは確実だ。人口減少についてどういう認識をしているのか伺う。

答 これまで、小中学校校舎の耐震化、中学校の給食、子どもの医療費の拡充など一定の事業が進んでいることは、評価できるが、なぜ人口が増えないのか。

「山中八策」には、「私が生まれ育った千早赤阪村が『ええ村や』『住みたい村や』と言われる村づくりを皆さんとともに始めます」と書いているが、そういう村づくりが始まっているのか。

6月定例議会の冒頭あिसつで「村政は停滞しており、守りで充満している」と述べ、職員が退職したら、起業を促すことまで述べた。まるで他人まかせ、人ごとのようだといわざるを得ない。

元気な村にするために、どういう方向を示すのか、伺う。

答 第4次総合計画に基づき、人口の維持、地域の活性化のために、次世代育成、住みたい村、交流人口増加の三つのプロジェクトをすすめ元気な村づくりに積極的に取り組んでいる。元気な村づくりには、地域経済や産業の活性化が求められ、村の基盤産業である農林業を地域の経済資源として活性化させることが元気な村の再生につながる。村民の住みよい生活環境を考えれば、衣食住が整う生活環境づくりや、利便性の向上に向け

た取り組みが必要で、そのため企業誘致や商業振興などを目指したい。

また、次世代を担う子どもたちを育てる環境づくりが重要であり、夢をもつて子育てができる村づくりを目指したい。今後元気な村づくりに向けて、過疎法における国の支援策などを最大限活用し、これまで財政面で取り組むことが困難であった村独自の施策を展開していきたい。

問 農地災害の復旧に支援を

答 支援は考えていない

問 昨年の18号台風で、家屋と農地への被害が発生した。家屋へ流入した土砂の撤去は、一定の支援、補助があった。

しかし、農地へ流入した土砂の撤去については村独自の補助や支援はない。農家の方の高齢化がすすみ、ひとたび農地災害が起これば、土砂の撤去をして引き続き耕作する意欲が、そがれる。

このままでは、災害が起これば、耕作放棄の農地が増えることになる。

激甚の農地災害の復旧については、国の補助制度があるが、受益者負担もあり、被害を受けた農地の復旧に、村単独の補助制度の創設を検討すべきではないか。

答 農地災害の国庫補助の適用は、被災規模などの要件があり、要件を満たさない場合は、耕作者が自力で復旧している。昨年の台風18号の際、補助対象とならなかった被災の小さな農道、水路では村の原材料費補助により受益者が自力補修された例もある。個人財産である農地の小規模な災害の復旧の補助制度は考えていない。



(18号台風での土砂流入した水田)

問

休耕田を活かす方策は

答

府の準農家制度や大阪南農業協同組合の事業を活用する



山形研介議員



(休耕田を活用した菜園)

問 農地貸し借り制度は。

答 府には準農家制度、J A大阪南の農地円滑化事業があり、村では農業委員会が農地流動化斡旋の役割を担っているが、農地バンク制度構築には至っていない。

問 農地を集約して一括管理する団体・法人のモデル地区を作ってはどうか。

答 村での事例は、地区の保全管理団体として下赤阪棚田の会があり、農

地の維持管理、景観保全などに取り組んでいるほか、援農者育成のための「大人の棚田塾」を実施している。今後も地域の活動に行政として支援していく。

問 新規就農者を今後どう確保するのか。

答 最近5年間で3人の実績があり、準農家制度やJ A大阪南の事業を活用して進める。

問 新規就農給付金は、年間150万円で最長5年間支給される。

答 新規就農給付金は、年間150万円で最長5年間支給される。

いきいきサロンやまゆりの耐震化を急げ

村内の公共施設全体で考える



(いきいきサロンやまゆり)

問 いきいきサロンやまゆりの老朽化に対する安全性について、3月議会に引き続き伺う。

答 いきいきサロンやまゆりは小吹台地域の方の教養・親睦及びレクリエーション施設として、利用していただいている。この建物は新耐震基準ができる前の物であり、耐震調査を行っていないが、耐震壁や補強プレートを追加するなどの耐震工事が必要だと推測される。また、耐震工事と併

せて老朽化により改修工事を行うとなれば多額の費用となり、村内の公共施設全体で考える必要がある。

要望 いきいきサロンやまゆりの施設は年々利用者が増える中で安全性等を考えると、耐震工事等とかが、多額の費用がかかる。これから高齢化が進む中で、地区住民へのサービスと教養・親睦を図る施設として総合センターとして建て替えを要望する。

要望 いきいきサロンやまゆりの施設は年々利用者が増える中で安全性等を考えると、耐震工事等とかが、多額の費用がかかる。これから高齢化が進む中で、地区住民へのサービスと教養・親睦を図る施設として総合センターとして建て替えを要望する。



田中博 議員

問 千早小吹台小学校の耐震補強工事は

答 村内の教育施設の耐震化率は 100% 達成

問 昭和50年に建築された当小学校は約40年が経過しており、東南海地震時には非常に危険と言われている。
昨年度は、体育館の耐震化工事が完了し、引き続き本校舎の耐震化工事が決定され、9月中旬までの工事が予定されている。主な工事内容について伺う。

答 工事の主な内容は、校舎の窓枠の外に鉄骨ブレースを12カ所設置し、補強を行うことによりIS値が0.49から0.82となり、公立学校における補強後のIS値の基準である0.7を超えることとなり、村内の教育施設の耐震化率は100%を達成することとなる。
関連工事としては、屋上の防水工事、外壁の塗装を行い、各教室の天井に扇風機の新設、音楽室と会議室にエアコンを設置する。
児童保育室横のトイレも全面改修を行い、洋式トイレに取り替える。



(鉄骨ブレース)

問 村内のパスポート申請は

答 10月1日より富田林市役所1階窓口で行う

問 村は大阪府よりパスポート業務の権限移譲を受け、その業務を富田林市に委託する予定で進められている。
旅券発給事業つまりパスポートの窓口業務について伺う。

答 現在、パスポートの発給は大阪府本所、りんくうタウン分室、阿倍野分室の3ヶ所で行なわれており、阿倍野分室は今年9月末で廃止される。今後の手続き等について伺う。
手数料は、20歳以上より実施する。

問 南河内グリーンロードから小吹台へのアクセス道路の新設を

答 道路の新設については実施の予定はない

問 小吹台からのアクセス道路は、小吹台西側から府道に出て甘南備を通る道路と小吹台東側から小吹地区を通る道路があるが、いずれもカーブが多く道路が狭小のため、非常に危険である。
村は過疎地域の指定を受け、現在、自立促進計画を策定中であり、南河内グリーンロードから小吹台へのアクセス道路の新設を過疎地域自立促進計画の事業とすべきと思うが、村長の考えを伺う。

答 村道東阪中津原線から小吹台から公共施設へのアクセス向上のため、さらに小吹台まで延伸すべきとのことだが、第4次総合計画での位置づけがなく現在は実施する予定はない。今後は村全体の公共施設の配置なども勘案して整備が必要か検討したいと考えている。
要望 今後は是非とも過疎地域促進計画の事業に入れていただきたい。

議会活動日誌



5 月

- 7日・議会改革推進委員会
- 8日・農業委員会
- 9日・大阪広域水道企業団
議会議員定数等調査
委員会
- 14日・南河内郡町村議会議
長会総会
- 15日・史跡見学会
- 21日・大阪府町村議長会定
例総会
- 22日・定例監査
・評議員会
- 23日・富田林商工会通常総
代会
- 27日・全国町村議会議長・
副議長研修会
- 28日・村人権協会総会
- 29日・村人権協会総会
- 30日・議会運営委員会

6 月

- 4日・第2回議定会定例会
(初日)
- 5日・総務民生常任委員会
- 6日・大阪広域水道企業団
議会議員定数等調査
委員会
- 9日・文教建設常任委員会
- 10日・農業委員会
- 11日・全員協議会
・議会改革推進委員会
・幹事長会議
- 16日・広報編集委員会
・議会運営委員会
- 19日・第2回議定会定例会
(最終日)
- 22日・楠公史跡保存会通常
総会
- 24日・農業委員会
- 26日・定例監査
- 27日・評議員会
- 30日・保健事業推進協議会



7 月

- 1日・議会改革推進委員会
- 2日・学校給食会理事会・
運営委員会
- 6日・千早赤阪村安全まち
づくり大会
- 8日・広報編集委員会
- 16日・大阪狭山市議会視察
- 22日・子ども、子育て会議
- 24日・農業委員会
- 25日・大阪広域水道企業団
議会臨時会
- 28日・定例監査
- 30日・中学生海外派遣事業
壮行会



編集後記

水力発電所の復活を

村には千早と上東阪に水力発電所がありました。上東阪にあった千早第二発電所は、岩井谷の堰堤から水路(約500m)で千早川の水をひき、落差45mの高さから水を落として水車を回し、100kwの電力を発電していました。

いまでも、岩井谷の堰堤、水路、発電所の建物などが残っており、当時の様子がうかがえます。

当時(大正初期)、村の各家庭には電球1個が灯り、電気代は月額45銭で、電球が切れると無料で交換してもらえたそうです。

水力発電の発電効率は、原子力の30%、火力発電の45%と比較して80%と非常に高く、言うまでもなく環境にやさしい発電方法です。

千早川の水を利用して、小水力発電を復活し、村おこしにつなげればと思います。

参考図書 千早赤阪村誌

H・K

